

令和 9 年度愛知県立学校における学習用端末販売・初期設定支援業務公募要領

1 業務の目的・趣旨

愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部（以下「県立学校」という。）において、生徒 1 人 1 台学習用端末（以下「端末」という。）を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、令和 8 年度入学生から生徒（保護者等）の費用負担によって全校で端末を導入している。

本業務は、県教委において全ての県立学校で必要とする端末の台数を確保するとともに、スケールメリットによる購入価格の低減を図ることにより、各県立学校において円滑な端末の購入あっせんを実現することを目的とする。

については、企画提案型により、本業務に対する意欲、資質、技術能力等が優れた者を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 9 年度愛知県立学校における学習用端末販売・初期設定支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見込数量

高等学校 38,000 名、特別支援学校 1,000 名程度。

※数量目安であり、数量の販売を保証するものではない。見込数量を下回った場合であっても、これをもって県教委に対して損害賠償その他の責任を追及しないものとする。

3 参加資格

次のいずれにも該当することを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 当企画提案募集の開始日から提案書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び業務からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 業務の性質上、県教委と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、

愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ者であること。

- (5) 過去３年間（令和５年８月～令和８年７月）に、愛知県又は他都道府県との間に、本件に類似する業務の契約、協定又は覚書を締結し、履行した実績を有すること。
- (6) 部門または事業所において ISO27001 認証を取得していること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

愛知県教育委員会事務局教育部 ICT教育推進課振興・ネットワークグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目１－２(自治センター10階)

電話：052-954-7462

FAX：052-954-7458

電子メール：ictkyoiku@pref.aichi.lg.jp

(2) 公募要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日から令和８年９月２４日（木）まで

イ 配布場所及び受付場所

愛知県公式 Web サイトからダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和８年９月２４日（木）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出部数：正本１部、副本９部、電子データ

エ 提出方法：持参(平日の午前９時から午後５時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

ただし、電子データは電子メールにより４(1)に提出すること。件名は「令和９年度愛知県立学校における学習用端末販売業務に関する応募書類の提出」とすること(参加表明書の件名は「令和９年度愛知県立学校における学習用端末販売業務に関する参加表明書の提出」とすること。)

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和８年９月４日（金）午後５時必着

(2) 質疑方法：持参又は電子メールにより４(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和９年度愛知県立学校における学習用端末販売業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年9月11日（金）午後5時までに回答する。

(5) 回答方法：愛知県公式 Web サイトに掲載し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）及び提案内容の詳細がわかる資料

ウ 価格提案書（任意様式）

エ 類似事業の実績一覧（様式3）

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）

(2) 企画提案書及び価格提案書の作成方法

仕様書の趣旨を踏まえ、必要事項が記載されていること。特に次の点に留意すること。

ア 販売価格

(ア) 生徒（保護者）へ販売する際の価格として、端末本体及び仕様書に記載する付属品（必須）及び補償（オプション）それぞれの内訳を記載した合計額を提示すること。価格は消費税及び地方消費税金額を含むものとする。

(イ) 全県立学校における大規模な調達であることから、一般的に個人で購入する場合に比べて相当程度安価となるよう、スケールメリットを活かした提案とすること。

イ 端末の仕様

付属品については、必須、オプションを問わず、過去の導入実績等から機能性、耐久性などを踏まえ、生徒にとって学習に使用しやすいものであることを検証した上で提案すること。

ウ 補償

補償については、上限額を設定しないが、費用負担を考慮しつつ、修理・交換の流れが簡潔明瞭でわかりやすく、かつ過去の業務実績を踏まえて、生徒が学習のために県立学校及び自宅で使用することを想定した適当な補償内容とすること（複数提案も可。ただし、生徒（保護者）の意向に沿って任意で加入できる補償制度を含むこと。）。

エ 実施体制

本業務に係る業務実施体制をわかりやすく提示すること。また、各県立学校に対し、可能な限り早期に端末が納品されるような実施体制を提案すること。

オ 支払方法及び補助金

(ア) 購入者の支払方法を提示すること。また、割賦販売など、購入者の負担が軽減される提案をすること。

(イ) 補助金を申請する意思ある者（生徒・保護者）に対する全額支払請求の留保等の措置を行うこと。留保等の措置は最大で令和 9 年度末までとする。

特別支援学校高等部については、特別支援教育就学奨励費（ICT 機器購入費）の補助を受けるために必要な書類の発行等を行うこと。

※参考 令和 8 年度実績 留保等の措置対象者数 約 7,500 名

令和 9 年度最大見込数 約 18,000 名

カ 納品期日

想定する納品期日を示すこと（発注日から何日以内等）。なお、生徒（保護者）による EC サイトでの購入は、各県立学校が 3 月中旬以降に実施する入学説明会以降、順次開始するものとする。

キ EC サイト

EC サイトの運営期間及び基本設計等を提示すること。また、操作画面等がイメージできるものを提示すること。

ク 業務実績

過去 3 年間（令和 5 年 8 月～令和 8 年 7 月）に、愛知県又は他都道府県との間に履行した、本件に類似する業務の実績について提示すること。愛知県又は他都道府県に限らず、市区町村や民間企業等への本件に関連する業務の実績があれば提示すること。

ケ 提案内容

提案は仕様書 4 (2) ア～ウの全てを提案すること。

コ 任意項目

任意項目（仕様書上「望ましい」等と記載され、必須としていないもの）についての対応を提示すること。

サ その他

本事業の目的を達成するために有効と思われる手法やアピールポイントがあれば、追加提案すること。当該提案内容については、総体として評価の対象とする。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

9 (1) 覚書の取り交わしの留保について注意すること。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等の書類一式は、本プロポーザル手続における覚書の相手方の優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの実施にあたっては、提案する端末の実機及び付属品を用意すること。

＜実施日時＞

令和8年9月28日（月）午前10時から

会場：愛知県自治センター12階E会議室

プレゼンテーションは概ね40分程度（説明20分、質疑20分）とする。

※各事業者の開始時間は9月25日（金）正午までに通知予定。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、選考委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 優先交渉権者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

イ アに関わらず、総合点が6割未満の場合及び特定の評価基準において一定の点数に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に係る選考委員会等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9 覚書の取り交わし等

(1) 覚書の取り交わしの留保

7(4)アで優先交渉権者に選定した事業者の提案が仕様書4(2)の愛知県基準価格を上回った提案であった場合、覚書の締結を留保する。

留保期間は最大で2ヶ月程度とする。

なお、留保の結果、仕様を変更して再度プロポーザルを実施する可能性がある。

(2) 覚書の取り交わし

ア 本件は、生徒（保護者）負担による購入になるため、県教委が当事者として契約せず、覚書の取り交わしを行う。

イ 優先交渉権者と県教委との間で、提案内容を踏まえ、より学習に適したものとなるよう、必要に応じ仕様書の加筆等、再度調整を行い、協議が調った場合に覚書の取り交わしを行う。

ウ 優先交渉権者が、特別な事情等により覚書の取り交わしを実施しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。

10 その他

(1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(2) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、県教委から指示があった場合を除く。また、県教委が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。